

# 公益財団法人日本スポーツ協会 標章規程

## (目的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本スポーツ協会(以下、「本会」という。)が所有する標章(以下、「標章」という。)の管理・運営に関する基本的事項を定めるものであり、これにより我が国におけるスポーツの振興に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 本規程における「標章」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 日本スポーツ協会マーク(図形)
- (2) Sports for All マーク(ロゴ)
- (3) スポーツ少年団マーク(図形)、スポーツ少年団SHIPSマーク(ロゴ)、スポーツ少年団アイキャッチャー(図形)
- (4) 国民スポーツ大会(国スポ)に関する標章(国民体育大会マーク(図形)、国民体育大会マークを含めたシンボルマーク(図形)、JAPAN GAMES マーク(図形)、JAPAN GAMES ロゴタイプ(図形)、JAPAN GAMES ブランドロゴ(図形)、「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」、「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」及びこれらの表示を平仮名、片仮名又はローマ字の文字に変更するものであって同一の称呼及び観念を生ずるもの、「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」、「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」を含む結合語又は造語)
- (5) 日本スポーツマスターズに関する標章(日本スポーツマスターズシンボルマーク(図形)、JAPAN GAMES マーク(図形)、JAPAN GAMES MASTERS ロゴタイプ(図形)、JAPAN GAMES MASTERS ブランドロゴ(図形)、「日本スポーツマスターズ」、「SPORTS MASTERS JAPAN」、「JAPAN GAMES MASTERS」及びこれらの表示を平仮名、片仮名又はローマ字の文字に変更するものであって同一の称呼及び観念を生ずるもの、「日本スポーツマスターズ」、「SPORTS MASTERS JAPAN」、「JAPAN GAMES MASTERS」を含む結合語又は造語、競技別ロゴマーク(図形))
- (6) 地域スポーツクラブ SC マーク(図形)
- (7) 日本スポーツグランプリに関する標章(「日本スポーツグランプリ」及びこの表示を平仮名、片仮名又はローマ字の文字に変更するものであって同一の称呼及び観念を生ずるもの、「日本スポーツグランプリ」を含む結合語又は造語)
- (8) 「フェアプレーで日本を元気に」キャンペーンに関する標章(マーク(図形)、マスコットキャラクター)
- (9) 公認スポーツ指導者マーク(ロゴ)
- (10) JAPAN GAMES JUNIOR & YOUTHに関する標章(JAPAN GAMES マーク(図形)、JAPAN GAMES JUNIOR & YOUTH ロゴタイプ(図形)、JAPAN GAMES JUNIOR & YOUTH ブランドロゴ(図形)、「JAPAN GAMES JUNIOR & YOUTH」及びこれらの表示を平仮名、片仮名又はローマ字の文字に変更するもの)

であって同一の称呼及び観念を生ずるもの、「JAPAN GAMES JUNIOR & YOUTH」を含む結合語又は造語)

(11) SPORT HAPPINESS FOR WOMEN に関する標章(SPORT HAPPINESS FOR WOMEN マーク(図形)、「SPORT HAPPINESS FOR WOMEN」及びこの表示を平仮名、片仮名又はローマ字の文字に変更するものであって同一の称呼及び観念を生ずるもの、「SPORT HAPPINESS FOR WOMEN」を含む結合語又は造語)

(12) 本会が新たに制定するマーク、文字、マスコット類

(13) その他(1)乃至(12)に挙げた標章と社会通念上同一と認められるもの

(標章策定の目的)

第3条 標章は、国内外に対して、本会及び本会が実施する事業の周知や理解を得るために策定するものとする。

(標章策定・所有の原則)

第4条 標章は、次の各号を満たすものとする。

- (1) 本会定款第4条及び第5条に記載された事業等に関連するものであること。
- (2) 第三者の権利を侵害していないこと。

(標章管理の原則)

第5条 標章の管理に際しては、本規程を遵守するほか、原則として、個別の標章毎に本規程に基づく使用規程等を定めるものとする。なお、当該標章が文字でないマーク等の場合は、デザインガイドラインもしくはブランドアセットガイドラインを使用規程等に含めるものとする。

(標章使用の原則)

第6条 標章使用に際しては、前条による個別の標章毎の使用規程等に次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 標章の定義
- (2) 使用手続き
- (3) 使用可能な対象者とその対象者に許諾する使用範囲
- (4) 使用に際して料金徴収をする場合はその基準

(商標登録)

第7条 次に掲げる要件のいずれかに該当する標章は、原則として、無体財産としての法的権利を保持することを目的に商標登録を行うものとする。

- (1) 当該標章を第三者が本会に無断で使用することを認めない場合
- (2) 当該標章を活用して本会がマーケティング活動を行う場合
- (3) その他商標登録をすべき事由が発生した場合

(規程の改廃)

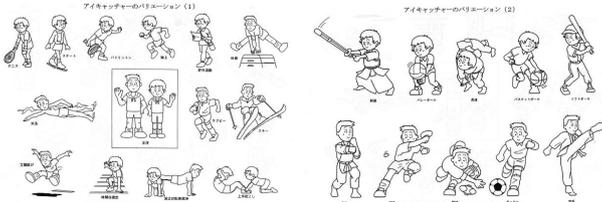
第8条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

(附則)

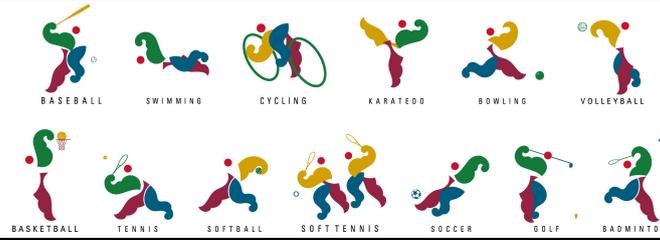
1. 本規程は、平成22年12月 3日から施行する。
2. 本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日(平成23年4月1日)から施行する。
3. 本規程は、平成23年 7月12日から施行する。
4. 本規程は、平成24年 3月14日から施行する。
5. 本規程は、平成24年 6月 6日から施行する。
6. 本規程は、平成30年 4月 1日から施行する。
7. 本規程は、平成31年 4月24日から施行する。
8. 本規程は、令和 8年 3月 4日から施行する。

【参考資料】

本規程第2条(定義)における図形、ロゴ(一部抜粋) ※ロゴや図形には複数の形式があるため、詳細は各種標章規程を参照すること。

(1) 日本スポーツ協会マーク		(2) SPORTS for All マーク※	
			
(3) スポーツ少年団マーク			
			
スポーツ少年団SHIPSマーク		スポーツ少年団アイキャッチャー	
			
スポーツ少年団アイキャッチャーバリエーション			
			
(4) 国民スポーツ大会に関する標章			
国民体育大会マーク		JAPAN GAMES ブランドロゴ※	
			
(5) 日本スポーツマスターズに関する標章			
日本スポーツマスターズシンボルマーク		JAPAN GAMES MASTERS ブランドロゴ※	
			

競技別ロゴマーク



(6) 地域スポーツクラブ SC マーク



(8) 「フェアプレーで日本を元気に」キャンペーンに関する標章

マーク※



マスコットキャラクター※



(9) 公認スポーツ指導者マーク



(10) JAPAN GAMES JUNIOR & YOUTH に関する標章

JAPAN GAMES JUNIOR & YOUTH ブランドロゴ※



(11) SPORT HAPPINESS FOR WOMEN に関する標章

SPORT HAPPINESS FOR WOMEN マーク※

